



最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

滋賀労働局一般公示第 21 号

滋賀地方最低賃金審議会は、滋賀県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、滋賀県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 7 年 7 月 28 日までに、滋賀地方最低賃金審議会（大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 7 年 7 月 8 日

滋賀労働局長 多和田 治彦

